

村山市監査委員公告 第 24 号

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和4年12月20日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監査の対象 村山市商工会
2. 監査の期間 令和4年12月8日から令和4年12月20日まで
3. 監査の範囲 令和3年度村山市商工会運営事業補助金に係る出納、その他の事務の執行
4. 監査の方法 本市が村山市商工会に対し交付した、上記3の補助金に関する事務が適正に行われているか、監査資料の提出を求め、その内容を確認するとともに、令和4年12月8日に関係職員から説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 財政的援助金の交付目的に沿って事業が実施され、当該補助金に係る出納その他の事務について、おおむね適正と認めた。